

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

規則

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十三号

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則

(経常的経費に対する補助金の種類)

第一条 私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号)第五条の規則で定める県の補助金は、鳥取県私立学校運営費補助金とする。

(収支予算書の届出期限等)

第二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第五十九条第八項に規定する学校法人で知事の所轄に属するものは、毎年度、当該年度に係る収支予算書を当該年度の六月三十日までに、同項に規定する書類を当該年度の翌年度の六月三十日までに、それぞれ知事に届け出なければならない。

2 前項の学校法人は、同項の収支予算書に係る収支予算を変更したときは、すみやかに変更後の収支予算書を知事に届け出なければならない。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行し、昭和四十八年度分の補助金から適用する。

目 次

- ◇規 則 私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則
 - 鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則
 - 敬老年金助成条例施行規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
 - 土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補助に関する規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
 - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 土地改良事業調査委嘱等に関する規則を廃止する規則
- ◇告 示 昭和四十三年四月鳥取県告示第二百三十一号の廃止
- ◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十四号

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立身体障害者更生指導所管理規則

第一条中「鳥取県身体障害者更生指導所」を「鳥取県立身体障害者更生指導所」に、「運営」を「管理」に改める。

第三条第四号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 電気科

(二) 印刷科

第三条第四号(五)を次のように改める。

(五) 編物料

第六条中「三十人」を「四十五人」に改める。

第三十六条の二を削り、第三十六条の三を第三十六条の二とし、第三十六条の四を削る。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

敬老年金助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

敬老年金助成条例施行規則の一部を改正する規則

敬老年金助成条例施行規則（昭和四十七年四月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千円」を「二千円」に改める。

様式第四号中

今回請求額 (ア) (イ)	残 (ハ)	を	今回請求額 (ク)
------------------	----------	---	--------------

「(ア) - ((イ)+(ハ)) (ク)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年三月一日から適用する。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表の第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項中「一千万円」を「一千五百万円」に改め、同表の第三条第七号に掲げる事業の項中「三百万円」を「五百万円」に改め、同表の第三条第九号に掲げる事業の項中「一千万円」を「一千五百万円」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十七号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一のイの表中

一平方メートル当たり 五三、〇〇〇円
一平方メートル当たり 四三、〇〇〇円
一平方メートル当たり 四〇、〇〇〇円
一平方メートル当たり 三六、〇〇〇円
一平方メートル当たり 三三、〇〇〇円

を

一平方メートル当たり 五九、〇〇〇円
一平方メートル当たり 四九、〇〇〇円
一平方メートル当たり 四四、〇〇〇円
一平方メートル当たり 四五、〇〇〇円
一平方メートル当たり 三八、〇〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十八号)中別表の第一種県営住宅の表の境

港第一団地、河崎団地及び境港第二団地に関する部分の施行期日は昭和四十八年四月一日とし、同表の面影第五団地及び網代港第二団地に関する部分並びに別表の第二種県営住宅の表の網代港第一団地、成美第一団地及び成美第二団地に関する部分の施行期日は昭和四十八年四月五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「五千元」を「二万円」に、「二万五千元」を「四万円」に、「二万円」を「三万円」に、「二万五千元」を「二万円」に改める。

別表の第一種県営住宅の表中

境港

七、六一〇円

を

境港第一 七、六一〇円

に、

面影第四

九、六八〇円

を

面影第四	九、六八〇円
面影第五	八、五〇〇円
網代港第二	七、四〇〇円
河崎	七、二〇〇円
境港第二	八、〇六〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

網代	三、〇五〇円
----	--------

を

網代港第一	三、〇五〇円
-------	--------

に、

成美	三、九五〇円
----	--------

を

成美第一	三、九五〇円
------	--------

に、

浦安第二	四、九六〇円
------	--------

を

浦安第二	四、九六〇円
成美第二	四、八一〇円

に改

める。

様式第二十三号及び様式第二十六号中「五九、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「四三、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、別表の第一種県営住宅の表の面影第五団地及び網代港第二団地に関する部分並びに同表の第二種県営住宅の表の網代港第一団地、成美第一団地及び成美第二団地に関する部分は、昭和四十八年四月五日から施行する。

土地改良事業調査委嘱等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

土地改良事業調査委嘱等に関する規則を廃止する規則

土地改良事業調査委嘱等に関する規則(昭和三十三年十一月鳥取県規則第五十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百三十七号

昭和四十三年四月鳥取県告示第二百三十一号(鳥取県営企業の設置等に関する条例別表の一の特定料金の項に規定する知事が定める額について)は、昭和四十八年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

九 用地取得折衝業務従事職員の特殊勤務手当

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、職員の受ける給料月額に百分の十二を乗じて得た額とする。

第七条第三項中「第一項の規定にかかわらず、月額の発電手当は」を「第一項の手当は、」に改め、同条第四項を削る。

第九条第二項中「八十円」を「百円」に改める。

第十一条第二項中「三千五百円」を「四千二百円」に改め、同条第三項後段中「月額発電手当」とあるのは「企業業務従事職員の特殊勤務手当」と、を削る。

第十二条第三項後段中「月額発電手当」とあるのは「操作業務従事

職員の特種勤務手当」と、」を削る。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(用地取得折衝業務従事職員の特種勤務手当)

第十三条の三 用地取得折衝業務従事職員の特種勤務手当は、職員が用地の取得のための折衝業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

別表第二中

局長
百分の二十

を

局長	百分の二十五
次長	百分の二十

に改める。

別表第三中

日野郡	日南町のうち旧阿毘緑村の区域
-----	----------------

を

八頭郡	若
日野郡	日

桜町
南町のうち旧阿毘緑村の区域

に、「若桜町」を「八東町」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この企業管理規程は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行し、昭和四十七年八月三十一日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日からこの企業管理規程の公布の日の前日までの間に企業職

員に支払われた寒冷地手当は、改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】